

補助要綱例 <参考資料>

- 1 . 茨木市社会福祉事業団体補助要綱 特定（固定）団体等補助金例
<P 1 ~ P 3>

- 2 . 茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱
..... 不特定（個人・団体）補助金例
<P 4 ~ P 7>

- 3 . 茨木市森林整備事業補助要綱 特定（固定）団体等補助金例
<P 8 ~ P 11>

茨木市社会福祉事業団体補助要綱

茨木市社会福祉事業団体補助要綱（平成16年7月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、市内の社会福祉事業団体に対し、市が補助金を交付することにより社会福祉活動を促進し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる団体は、別表に定めるものとする。

（補助対象経費）

第3 補助の対象経費は、社会福祉の活動に要する経費のうち交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等以外の経費とする。

（補助金額）

第4 補助額は、市長が別に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（実績報告）

第9 補助金の交付の決定を受けたものは、年度終了後、補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(立入検査)

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第11 補助金の交付を受けた者は、当該補助団体に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

別 表

| 補 助 対 象 団 体 |
|-------------------------------------|
| 茨木市民生委員児童委員協議会 |
| 茨木市老人クラブ連合会 |
| 茨木市遺族会 |
| 茨木市身体障害者福祉協会 |
| 茨木市母子福祉会 |
| 茨木市原爆被害者の会 |
| 茨木地区保護司会 |
| 大阪府傷痍軍人会茨木支部 |
| 茨木市手をつなぐ育成会 |
| 茨木市肢体不自由者父母の会 |
| 茨木市障害児（者）を守るわかくさ会 |
| 茨木地区更生保護女性会 |
| 茨木市精神障害者福祉協会 |
| 地域・校区で「障害児・者」の生活と教育を保障しよう 茨木市民の会 |

様式第 1 号

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市社会福祉事業団体補助金交付申請書

茨木市社会福祉事業団体補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象の内容

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第2号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市社会福祉事業団体補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市社会福祉事業団体補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

平成 年 月 日

茨木市長

印

様式第3号

平成 年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

茨木市社会福祉事業団体補助金交付請求書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市社会福祉事業団体補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象の内容

2 金 額 金 円

様式第4号

平成 年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市社会福祉事業団体補助金実績報告書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事務の年度が終了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象の内容

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助内容の成果

4 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱

茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱（平成17年6月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、本市の区域内において住宅用太陽光発電システムを設置する事業に対し、その経費の一部を市が補助することにより、地球温暖化防止を推進し、新エネルギーの一つである太陽光発電の普及を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象システム 住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

ア 太陽電池容量（日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。ただし、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）が10kW未満のものであること。

イ 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること。

(2) 新エネルギー 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条各号に掲げるものをいう。

（補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 本市の区域内において、自らが所有し、又は借り受けており、かつ、居住する住宅に対象システムを設置すること。ただし、対象システムは、中古品を対象外とする。

(2) 建築物の販売を目的に住宅用太陽光発電システムを設置したものでないこと。

(3) 対象システムの設置に関して、法令等に違反していないこと。

(4) 電力会社と電力受給契約を締結していること。

(5) 申請時において、納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。

(6) その他別に定める要件に適合すること。

（補助対象経費）

第4 補助対象経費は、住宅用太陽光発電システム設置事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計に関する経費

(2) 配線、配線器具の購入及び据付に関する経費

(3) 工事に関する経費

（補助金額等）

第5 補助金の額は、1kW当たり30,000円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の値（出力の単位はkWとし、その値に小数点以下2けた未満の端数があるときはこれを四捨五入し、その値が4kWを超えるときは4kWとする。）を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した金額が第4の補助対象経費の合計額を上廻る場合は、前項の規定にかかわらず、第4の補助対象経費の合計額とする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、別に定める期間内において、次に掲げる書類を添付して、茨木市住宅用太陽光発電システム設置補助金申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳明細の写し

(2) 対象システム竣工検査の試験記録書の写し

(3) 対象システムの設置状態を示すカラー写真

(4) 対象システム設置家屋の付近の見取図

(5) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類

(6) 補助申請者の住民票又は外国人登録原票の記載事項に関する証明（いずれも補助を受けようとする対象システムを設置する住宅の所在地のものであり、申請日前3月以内に取得したもの）

(7) 同意書（様式第1号の2）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

（交付決定等）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して茨木市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8 第7の補助金交付通知書を受けた者は、茨木市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

2 交付の方法に係る手続の詳細については、別に定める。

（立入検査等）

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の住宅に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第11 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金を対象システム設置以外の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(管理)

第14 補助金の交付を受けた者は、対象システムをその法定耐用年数の期間中、善良な管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。この場合において、交付を受けた者は、天災地変その他交付を受けた者の責めに帰することのできない理由により、対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第15 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて次に掲げる事項について提出を求めることができる。

- (1) 月次の発生電力量、売電電力量及び買電電力量の実績報告書(様式第5号)
- (2) 環境家計簿等の提出
- (3) その他市長が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。



(様式第1号)

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市長

(〒 -)

住所

氏名



電話番号

茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書

茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の交付を申請します。

| | | | |
|--------------|--|--|----|
| 建築の区分 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 | | |
| 設置年度 | 年度 | | |
| 建物の区分 | <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 | | |
| 設置建築物の所有者 | <input type="checkbox"/> 申請者が単独で所有 <input type="checkbox"/> その他 ※住宅の所有者全員の承諾書が必要 | | |
| 設置太陽電池に関する事項 | 製造業者名 | | |
| | モジュール型式 | 公称最大出力値 | 枚数 |
| | | W | 枚 |
| | | W | 枚 |
| | | W | 枚 |
| | | W | 枚 |
| | 最大出力値 (小数点以下三桁目を四捨五入) | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kW | |
| 補助申請額 | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> , 000円 (1,000円未満切り捨て) | | |
| 備考 | 問合先 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他 (, tel) | | |

※該当する□に✓を記入してください。

(添付書類)

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳明細の写し
- (2) 対象システム竣工検査の試験記録書の写し
- (3) 対象システムの設置状態を示すカラー写真
- (4) 対象システム設置家屋の付近の見取図
- (5) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
- (6) 補助申請者の住民票又は外国人登録原票の記載事項に関する証明
- (7) 同意書(様式第1号の2)

(様式第1号の2)

同 意 書

平成 年 月 日

(提出先) 茨木市長

住 所 _____

生年月日 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

私は、茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の申請に伴い、次の納付状況（納付額、申告の有無等）の確認のため、茨木市長が照会することに同意します。

| | |
|----------------|----------------------------|
| 個人 又は 法人 | 市民税（普通徴収・特別徴収） 固定資産税 都市計画税 |
| | 固定資産税（償却資産） 軽自動車税 法人市民税 |

(様式第2号)

茨木市指令 第 号

住 所

氏 名 様

茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

平成 年 月 日

茨 木 市 長

印

(様式第3号)

茨木市指令 第 号

住 所

氏 名

様

茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付却下通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金は、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

理 由

平成 年 月 日

茨 木 市 長



(様式第4号)

平成 年 月 日

(請求先) 茨木市長

住所
氏名



茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 金 円

なお、補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 科目 | 1 普通 | 2 当座 | 3 貯蓄 |
| 口座番号 | | | |
| ふりがな | | | |
| 口座名義 | | | |

(様式第5号)

平成 年 月 日

(提出先) 茨木市長

住所
氏名



実績報告書

茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱第15の規定に基づく指示により、下記のとおり実績報告書を提出します。

| 年 度 | 発生電力量 (インバータ交流値) | 電力会社へ売った電力量 | 電力会社から買った電力量 |
|--------|---------------------|-------------|--------------|
| 4月 | kWh | kWh | kWh |
| 5月 | kWh | kWh | kWh |
| 6月 | kWh | kWh | kWh |
| 7月 | kWh | kWh | kWh |
| 8月 | kWh | kWh | kWh |
| 9月 | kWh | kWh | kWh |
| 10月 | kWh | kWh | kWh |
| 11月 | kWh | kWh | kWh |
| 12月 | kWh | kWh | kWh |
| 1月 | kWh | kWh | kWh |
| 2月 | kWh | kWh | kWh |
| 3月 | kWh | kWh | kWh |
| 合計 | kWh | kWh | kWh |

茨木市森林整備事業補助要綱

茨木市森林整備事業補助要綱（平成14年9月19日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、適正な森林資源の整備を図るとともに森林の有する多様な機能を総合的資源としての整備を図るため、林業団体が市内で行う森林整備事業に対し、市が補助金を交付することにより林業の振興を促進し、もって林業経営の近代化を図ることを目的とする。

（補助対象及び補助率等）

第2 補助の対象となる事業及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助対象経費）

第3 補助の対象経費は、森林整備事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 労務費

(2) 材料費（造林にかかる苗木代）

（補助金の交付申請）

第4 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

（補助金の交付決定）

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（着手届）

第6 補助金の交付決定を受けたものは、事業の着手後速やかに事業着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後に概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

別 表

| 事業 主 体 | 補助対象事業 | 採択基準 | 補 助 率 |
|--|--|---|---|
| 大阪府森林 組合三島支 店及又は市 長が認める 団体 | 国が指定した次の事業 1 水土保全林整備事業 2 共生林整備事業 3 循環資源林整備事業 4 機能回復整備事業 5 森林居住環境整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域は市内の民有林とする。 ・ 補助対象事業欄に掲げる事業における人工造林及び保育（下刈、枝打ち及び除間伐等）とする。 ・ 施行地の面積が1,000㎡以上であること。 | 補助対象経費の10分の5以内とする。ただし、補助の限度額は、2,000万円とする。 |

様式第 1 号

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

森林整備事業補助金交付申請書

森林整備事業補助金の交付を次のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書

様式第2号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

森林整備事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け申請の森林整備事業補助金は、次の条件を付けて、
金 円を交付します。

条 件

平成 年 月 日

茨木市長



様式第3号

平成 年 月 日

(届出先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名



森林整備事業着手届

森林整備事業補助事業に着手したので届け出ます。

記

| 所在地 | 事業の区分 | 樹種 | 面積 | 事業費 | 着手年月日 | 完了予定年月日 |
|-----|-------|----|----|-----|-------|---------|
| | | | | | | |

様式第4号

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

森林整備事業補助金交付変更承認申請書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る森林整備事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第5号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

森林整備事業補助金変更承認通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した森林整備事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円
変更増減額 円
変更交付決定額 円

2

平成 年 月 日

茨木市長



様式第6号

平成 年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



森林整備事業の実績報告について

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金交付精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書

様式第7号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

森林整備事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け申請の森林整備事業実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

平成 年 月 日

茨木市長



様式第 8 号

平成 年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊞

森林整備事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定のあった事業補助金を次の
とおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額